

記入例

延長保育利用申請書

原則、利用月の前月の末日まで。

令和 8 年 10 月 20 日

- ・原則、利用月の前月の末日までに提出して下さい。
(毎月利用される場合は、毎月提出が必要です。)
- ・4月当初からの利用を見込んでいる場合は、利用申請書と一緒に提出して下さい。

(あて先)かつらぎ町長

延長保育利用の詳細については、
入園のしおり又は町HPをご覧ください。

保護者氏名 かつらぎ 太郎

かつらぎ町延長保育実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

期間は1ヶ月単位です。

施設名		佐野 こども園					
対象児童及び利用必要期間		氏名: かつらぎ 花 (2 歳児) 令和 8 年 11 月 1 日から 令和 8 年 11 月 30 日まで					
		氏名: (歳児)					
		氏名: (歳児)					
延長保育が必要な時間		平日午後 6 : 30 まで 土曜日午後 : まで					
利用事由		変則勤務 超過勤務 ・ 長時間勤務 ・ その他 ()					
通常勤務時間		父親	平日	午前・午後 8 : 00 ~ 午前 午後 6 : 30			
			土曜日	午前・午後 : ~ 午前・午後 :			
		母親	平日	午前・午後 9 : 00 ~ 午前 午後 6 : 00			
			土曜日	午前・午後 : ~ 午前・午後 :			
父親	勤務先	株式会社 はしもと		母親	勤務先	キノカワ雑貨店	
	勤務先の所在地	橋本市			勤務先の所在地	かつらぎ町笠田東	
	通勤方法	車			通勤方法	車	
	勤務先からこども園までの距離及び片道に要する時間	約 10 km			勤務先からこども園までの距離及び片道に要する時間	約 5 km	
		約 時間 20 分				約 時間 10 分	

※緊急な場合を除き、利用を希望する前月の末日までに提出して下さい。